

熊本民主商工会規約前文

われわれ中小業者は戦後の荒廃の中から立ち上がり、大資本偏重政策や重税などの苦しみの中で営々と努力し、わが国の経済発展と国民生活の向上に寄与していることに誇りを持っています。

しかしながら、アメリカと日本の大資本は中小業者に対する圧迫と収奪を強め、また自民党政府は公然と中小業者の切り捨て政策を進めています。このため、営業と生活はますます脅かされ、中小業者は団結してこの不当な圧迫と闘う以外に生きる道のないことを知りました。

熊本民主商工会は、これらの闘いの歴史と伝統をひきついで結成された中小業者の組織です。

本会は、会員の総意にもとづいて自主的・民主的に運営され、中小業者の真の利益を守るためにすべての中小業者と国民一般に支持される道理にあった活動を行い、組織をつよめ大きくするために努力します。会員の思想、信教、政党支持、政治活動の自由は尊重され、保障されます。

本会はすべての業者と団結し、また共通の要求で多くの中小業者団体と共同して行動し、営業と生活・権利を守り、その繁栄のために努力します。そして労働者、農民をはじめとする国民各層と提携し、安心して営業ができ、生活が保障される平和で民主的な社会をめざして奮闘します。

規 約

＜第一章 総 則＞

- 第 一 条 本会は熊本民主商工会と称し、事務所を熊本市内におきます。
- 第 二 条 本会は、熊本市内とその周辺を区域とし、主として中小業者で、本会の規約を承認し、会に入会された方で組織します。
- 第 三 条 本会は熊本県商工団体連合会への加盟を通じ、全国商工団体連合会に加盟します。

＜第二章 目的と事業＞

- 第 四 条 本会は会員の総意にもとづく運営により、会員はもとより、地域の中小業者の営業と生活、諸権利を守り、経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とします。
- 第 五 条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行います。
- 一、中小業者の営業と生活、諸権利を守るための日常活動。
 - 二、経営問題の研究と改善、業種別対策、金融制度の民主的改善の活動。
 - 三、税に関する知識を高め、税制と税務行政の民主的改革の活動。
 - 四、すべての地域に会員を組織し、会の拡大と、強化発展をめざす活動。
 - 五、健康問題の重視、社会保障拡充をはかる活動、民商・全商連共済会に関する事業。
 - 六、政府、自治体及び関係諸官庁との交渉連絡。
 - 七、会報ニュースの発行と、全国商工新聞の宣伝拡大と組織配布。
 - 八、各種業者団体及び民主団体との相互提携。
 - 九、労働保険事務組合の活動とその運営。
 - 十、その他、目的達成に必要な事業。

＜第三章 会の組織＞

- 第 六 条 本会は地域別に組織された支部・班で構成されます。
- 第 七 条 本会の基礎組織として班を構成し、会員は必ず班に所属します。班の編成は地域の実情に応じて行い、班の運営は班長があたります。
- 班は次のことを行います。
1. 班長及び班役員を選出

2. 班会を定期的に開き、会の目的実現と
会員の意見や要求を出し合いみんなで考え、みんなで行動しその解決のために
努力します。
3. 会費の集金及び連絡
4. 商工新聞の配布及び紙代の集金

第 八 条 いくつかの班を基礎に、一定の地域に支部を構成します。

支部は次のことを行います。

1. 支部長及び支部役員の選出
支部役員会は支部長、副支部長、財政、商工新聞、共済、拡大推進委員、そ
の他の係、及び班長で構成する。
2. 会の方針の具体化と班活動の援助
3. 一定の地域に責任を持ち、その地域の実情にあわせて、要求運動、組織建設
を進める。
4. 支部総会を開催し、代議員の選出及び理事を推薦する。

＜第四章 機関・運営＞

第 九 条 本会の機関は、総会、理事会、常任理事会および三役会とします。

第 十 条 本会は年一回総会を開きます。総会は本会の最高の決議機関であって次の事
項を審議決定します。

- 一、報告及び運動方針
- 二、予算及び決算
- 三、役員を選任
- 四、表彰、処分
- 五、規約の改廃
- 六、その他、会の運営に必要な事項

第 十 一 条 総会は支部単位に選出された代議員と理事会で定めた評議員によって構成し
ます。代議員数の三分の二以上で成立し、議決は出席代議員の過半数で成立
します。評議員は議決権を持ちません。

代議員及び評議員の選出規準は、理事会で決めます。

第 十 二 条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、および会員の三分の一以上から要
求があったときは速やかに開かなくてはなりません。

第 十 三 条 理事会は、総会につぐ決議機関で、会長・副会長・事務局長・会計・常任理
事・理事で構成し、総会の議決にもとづいて具体的事項を審議決定します。

第 十 四 条 理事会は年四回以上開きます。

第 十 五 条 常任理事会は、会長・副会長・事務局長・会計・常任理事をもって構成し、

総会及び理事会の決議にもとづいて会務を執行します。常任理事会の執行事項は、次期理事会に報告して承認を受けなければなりません。

第 十六条 常任理事会は必要に応じ、専門部、委員会を設けることができます。又、会務の円滑な遂行のため活動者会議、班長会議、支部長会議などを開くことができます。

第 十七条 三役会は、会長・副会長・事務局長・会計をもって構成し、常任理事会から常任理事会の間の会務を処理し、必要事項を立案し報告します。ただしその処理事項は、次期常任理事会に報告し承認を受けます。

第 十八条 機関の会議は会長が招集し、総会を除きそれぞれの構成員の二分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意で成立します。ただし、専門部、委員会は成立条件を必要としません。

＜第五章 役員および事務局員＞

第 十九条 本会に次の役員を置きます。会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、常任理事若干名、理事若干名、会計監査2名。

第 二十条 役員は会員及び事務局員より選出します。但し、役員に選出された事務局員は会員にならなければなりません。

役員は、別に定める選出規定によって総会で選出します。

第二十一条 役員の任期は総会より次の総会までとします。但し、再選は妨げません。

第二十二条 会長は本会を代表し、会務を統括します。

第二十三条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行します。

第二十四条 会計は本会の会計を統括します。

第二十五条 会計監査は本会の会計を監査し、総会に報告します。また、監査の結果について必要な機関にたいし、意見を述べることができます。

第二十六条 事務局長は事務局を統括し、会務を処理します。事務局長を補佐するため、事務局次長をおくことができます。

第二十七条 本会に事務局員をおき、事務局を構成します。事務局員は、常任理事会の指導を得て会の方針にもとづき役員と団結し、会活動に専従します。事務局員の任免及び事務局員に関する諸服務規定は、三役会が行い、常任理事会の承認を受けます。

第二十八条 本会に顧問・相談役をおくことができます。この場合、理事会の承認を必要とします。

＜第六章 会 計＞

- 第二十九条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金その他の収入によってまかないます。特別の場合、理事会の取り決めによって臨時に集めることができます。
- 第三十条 会費は会員より徴収します。その額は入会金と共に、総会において決めます。
- 第三十一条 本会は、会員のための特別の任務を代行したときは、一定額の特別会費を受けます。
- 第三十二条 本会の会計年度は、四月一日にはじまり、翌年三月三十一日に終わります。

＜第七章 婦人部・青年部＞

- 第三十三条 本会は、婦人部・青年部への指導、援助を行います。
- 第三十四条 役員に選出された婦人部・青年部の部員は会員にならなければなりません。

＜第七章 共済会＞

- 第三十五条 本会は、熊本民商共済会の活動への指導、援助を行いません。

＜第八章 加入・退会及び権利・義務＞

- 第三十六条 本会に加入する者は、規約を承認し、入会申込書に入会金及び会費を添えて申し込めば会員になれます。再加入は支部長の承認を必要とします。
- 第三十七条 退会するときは、退会届を提出しなければなりません。ただし、会費は一切返しません。
- 第三十八条 会員は平等の権利を持ち、いつでも会のすべての機関に意見を述べることができます。また、いつでも本会理事を通じて会計帳簿を閲覧することができます。
- 第三十九条 本会を誹謗し、会の団結を乱し、会に甚だしく不利益を及ぼしたとき、また、会の規約に反した行為を行ったときは、理事会において会から除名することができます。この場合、本人は理事会に出席し弁明することができます。
- 第四十条 会員は会費を毎月定期的に納めなければなりません。理由なくして三ヶ月以上会費を滞納した者は退会したものとします。
- 第四十二条 本会に慶弔規定を設けます。その規定は理事会において定めます。

＜第九章 附 則＞

第四十一条 この規約に定めていない事項は、理事会でこの規約の精神に基づいて処理することができます。

第四十二条 この規約は、一九九五年七月二日より発効します。

以上

役 員 選 出 規 定

第 一 条 熊本民主商工会規約第十九条に定める役員の選出は次の規定によって行います。

1. 総会出席の代議員の中から役員選考委員を選出し役員選考委員会を設置します。
2. 会員の中から選出する理事は支部、事務局員の中から選出する理事は事務局の推薦により役員選考委員会の選考を経て総会で選出します。但し、事務局員の理事数は理事定数の十分の一を超えてはなりません。
3. 三役、常任理事、会計監査は、理事会で推薦し、役員選考委員会の選考を経て総会で選出します。
4. 役員の定数は理事会で決定します。

第 二 条 この規定の改廃は理事会の議決で行い、総会の承認を受けなければなりません。

第 三 条 この規定は一九九五年六月 日より発効します。

以上